

様式第7（その2）（第17条関係）

審 査 結 果 通 知 書

平成29年 4月26日

東郷町議会議員

井俣 憲治 様

東郷町議会議長 箕浦 克巳 印

東郷町議会議員政治倫理審査会から、下記のとおり報告がありましたので通知します。

記

1 審査の結果

東郷町議会議員政治倫理条例施行規程第15条の規定により「口頭注意」とする。

2 審査会の意見

井俣憲治議員の平成29年1月、新聞折り込み等で配布した自身が発行する「第43号 2017新春 いまたけんじ議会報告」において、町指定管理者である東郷町施設サービス㈱が「“ピンハネ”しているのです。」と誤った表現かつ不隠当な言辞を用いたことは、政治倫理基準にある「町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触すると認定した。

またこの行為は、町の指定管理者である東郷町施設サービス㈱の指定に関して妨害し、若しくは排除する等の働きかけをする行為に当たると認定した。

上記2点は、東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に違反する行為であったことを賛成多数で認める結果となった。

井俣憲治議員においては、本審査会結果を真摯に受け止め、速やかに訂正行動を起こし、関係者にお詫びすべきである。

(注) この通知書に記載された内容について弁明しようとするときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に議長に対して弁明書を提出することができます。